

令和6年第9回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和6年9月6日（金曜日） 13時57分～15時32分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 小野 隆壽 3番 高畠 千恵美 4番 飛高 聖悟 7番 竹中 裕子
8番 山田 美之 9番 田原 俊秀 10番 吉岡 薫 11番 波戸崎 孝 13番 山田 裕也
15番 笠村 由喜 17番 茅田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯2区 清田 馨 佐伯5区 上杉 隆盛
上浦区 坂本 啓二 弥生1区 一瀬 雄二郎 弥生2区 市原 洋一
本匠1区 矢野 正人 直川2区 橋迫 新五 蒲江2区 塩月 邦彦

事務局： 事務局長 市樂 栄作 総括主幹 染矢 公博 副主幹 東木原 一義 副主幹 三股 幸子
主事 小野 颯月

農政課： 副主幹 矢野 允彦

議事日程

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願いについて

②非農地通知について

③農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

④農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転について（農業委員会）

(局長)

それでは定刻を迎えておりますが、会に先立ちましてですね、2.3. ちょっとご連絡、それからお願い事項ございます。

まず日程の変更につきましてですが、台風10号が迷走したというような、部分もございますけども日程が再三変更になりまして皆様ご迷惑をおかけしました。

ご協力をいただきまして、無事、現地確認、それから本日の総会ができましたことありがとうございます。

それからですね9月1日付で人事異動がございまして。

病気でお休みをいただいております岡田総括は総務課の方に異動することになりまして、環境対策課の総括でございます、染矢の方が異動いたしました。

本来、2日の委員会の席上で辞令交付という予定にしておったんですけども、これが延びた関係がございましてちょっと冒頭、辞令交付の時間だけちょっといただきたいと思います。

お願いをいたします。

それからもう1点、本日は会議の傍聴希望がいっぱいありますのでよろしく願いいたします。

それではすみません会に先立ちまして辞令交付だけさせていただきますと思います。

(会長)

辞令、染矢公博、農業委員会農業委員会事務局庶務係総括主幹に付する。

令和6年9月1日、佐伯市農業委員会。どうぞ頑張って。

(局長)

続けて少しごあいさつをいただきたいと思います。

(局長)

はい5年ほど前に6年ほど、継続性担当者でいたということで、私にとっては心強い右手になろうかと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは定刻若干過ぎましたが、ただいまから令和6年度第9回佐伯市農業委員会を開催させていただきます。

本日の欠席委員でございますけども、小野委員、伊藤委員、矢野委員、塩月委員、三又委員が欠席でございます。

なお、高畠委員さんにつきましてはちょっと今駐車場が満車ということで、和楽の方に何か駐車場に車を置いてくるということでちょっと、五分ほど遅れてくるのではないかなということでございます。

農業委員17名中本日の会議の出席者は先ほど申しました通り6名、高畑委員を含めて現在段階では6名が欠席ということでございますので、11名になろうかと思います。

よって、農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしましたことを、報告をいたします。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、当該案件がある推進委員のご出席をお願いをし

ております。

なお、推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第 29 条第 2 項の規定によりまして、各推進委員に関する案件のみとされておりますので、お知らせをいたします。

本日推進委員の出席を要する議事は、(1) の議案第 24 号から (4) その他の①非農地証明願いまででございますので、当該案件の審議が終了した推進委員は、順次退席をされて結構でございます。

それから事前に議案書を送っておりますけども、最初のご案内が 9 月 2 日の開催でございますので、議案書の中がすべて 9 月 2 日の日付になっております。

原本の方は我々の方で 6 日ということで差し替えをいたしますけども、議案書の中に、9 月 2 日という記載がございますところは 9 月 6 日に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、宮脇会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長)

はい。

皆さんこんにちは。

今日は第 9 回の農業委員会ということで、多くの皆さんの出席をいただいて、開催できますこと大変ありがたく思っております。

7 月の 20 日ぐらいからですか。

雨が降らず、1 ヶ月ほど雨が降らずに、やっと雨が来たかなと思い、思ったら今度は台風 10 号が襲来しましてそれも速度が遅くてですね、雨が多く降って被害も佐伯市、大分出たんじゃないかなというふうに思っております。

土砂災害もありまして、我々のところは、用水がですね、田んぼに引く用水が両方ともふさがって、一番お米に対して水のいる時期に、水がこないということでやっと昨夜、水が通るようになりました。

今年の米の出来も、なかなかいいものができるんじゃないかなというふうな感じがしておりますけれども、この台風で海岸の方は、柑橘系、レモンとかみかん関係の枝が割かれるというふうな強い風が吹いて、かなりの被害があるということでまだ若い木ですね、レモンなんかはまだ、実が取れるような今年からやっと取り出すというふうな状況だったようですけども、かなり状態がひどいということで、早期の復旧が望まれているところであります。

そしてまた、推進委員さんにおかれましては、前半と後半に分かれてですけども、農地パトロールを実施していただいております。

非常に暑い日が続きますので十分に留意して活動していただければというふうに思っております。

本日は議案がですね、三条関係が 20 件。

この中には、 の地役権の設定案件が 12 件ほど入っております。

四条は 5 件。

それから、五条が 5 件というふうなことで、計 30 件の、件数でございます。

今日もよろしくお願ひしたいと思いますが今日は、先ほど事務局長の方からお話がございましたように、久方ぶりに傍聴される方がおります。

我々議員としての大先輩でありますし、この農業委員会の会長としても大先輩の が今日

は傍聴していただけると、いうことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。
それでは早速ですけど、始めさしていただきたいと思ひます。

(局長)

はい。

それでは、これより先は、農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

はい。

それではしばらく間議事進行を行いたいと思ひます。

それでは、農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。
議事録の署名を13番、山田裕也委員、14番、矢野弥平委員にお願いします。

矢野弥平委員。

欠席やな。

15番が誰かな。

笠村委員お願いします。

はい

それでは議事に入る前に事務局から議案の説明をお願いします。

(局長)

それでは着座にてご説明させていただきたいと思ひます。

議案書の2ページをお開きください。

本日の議案におけます、おきます、農地案件の件数及び面積でございますが、議案第24号農地法第三条の規定による許可申請についての件数は20件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、1万5419.77平米でございます。

議案第25号、農地法第4条の規定による許可申請についての件数は5件で、面積は田及び畑を合計いたしまして3962平米でございます。

議案第26号農地法第五条の規定による許可申請についての件数は5件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、1万3497.13平米でございます。

議案第24号から26号に関する合計件数は30件。

合計面積は、田が1万4939.77平米、畑が1万7939.13平米で、総合計面積は3万2878.9平米でございます。

以上の通りでございますので、慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等はございませんか。

はい。

ないようですので、議事に入りたいと思ひます。

それでは、議案第 24 号農地法第三条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。
議案書 3 ページの三条の一番について、事務局説明の後、すいません。
推進委員の方が欠席をされておりますので、事務局の説明のあと、推進委員の意見もあわせてお願いしたいと思います。
よろしくお願いします。

(事務局)

すいません。
三条の説明にちょっと先立ってですね、地役権の設定が今回あるというような話をされていたので、少しだけ今回の案件のでたところの区域だけ説明させてください。
まずですね、黄色いこれまでに申請された土地を黄色で、今回申請されたものを青色として画面の方に映し出しております。
当面の間はこの地図に申請された順で追記して、どこが出たのかっていうのわかりやすくしていきたいと思います。
まずですね、稲垣地区の申請状況がこんな形になっております。
次に池田地区がこのような、前の画面の通りになっております。
新女島区についてなんですけど、これまでありませんでしたが今回 1 件申請が出ておりますね。
西浜地区と東山地区の分は、まだ申請がありません。
すいません。
説明に戻らせていただきます。
住宅地図の冊子 1 ページをご覧ください。
はい。
今回の申請は売買による所有権の移転です。
申請農地は農用地区域内の農地です。
譲受人は自己所有地で茶を栽培しているとのことです。
農業経営に必要な農機が所有しております。
農業は譲受人と父の 2 人で行うとのことです。
農地取得は茶を栽培する計画です。
取得後の耕作面積は 13.86 アールとなります。
今後農業を行うので申請農業地域への農業上の支障は予想されないと思われます。
担当推進委員から特に問題ない旨の意見をいただいております。
事務局からの説明は以上です。

(会長)

担当推進員さんから特に問題なしとの意見がございました。
それでは三条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。
はい。
なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。
それでは三条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の２番について、事務局の説明の後、上杉推進委員の意見ををお願いします。

（事務局）

はい。

住宅機能の冊子２ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜や果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と 父の２人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 133.41 アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

（会長）

はい。

続きまして上杉推進委員をお願いします。

（上杉推進委員）

前の絵ちょっと現状ではないんで今はもう農業できるように、整えて準備ができております。

周り含めて特に問題ありません。

（会長）

はい。

ありがとうございます。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の２番について、これより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの声がありましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の２番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の３番について、事務局の説明の後、塩月推進委員さんの意見ををお願いします。

（事務局）

はい。

住宅地図の冊子 3 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業は、農業経営に必要な農機具が所有しております。

農業は譲受人と妻、母の 3 人で行うとのことでした。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 6.19 アールとなります。

今後農業を行う申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、塩月推進委員をお願いします。

(塩月推進委員)

特に問題ないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 3 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。

吉岡委員。

(吉岡委員)

前方の土地の部分は、何かこう、コンクリートか何かでうってるんですかね。

それと、赤い線の前方か、後ろ側かよくわからないんですけど、小屋のようなあれは何ですかね。

(事務局)

えっとですね、

(吉岡委員)

すいません。

対象者。全面か後方か。

(事務局)

まず、赤い線の方は後方。この建物みたいのあると思うんですけどこれハウスみたいになってまして中がちゃんと農地になっております。

で、手前の方のコンクリートなんですけど、これも農地に含まれてはいるんですけども、今までこれがですね、農業用の機械置き場だったりとかですね、作業所としてハウスを置いていたところでありまして。

一応、農業用の200平米未満でコンクリートを張られているので、農地としての申請として受け取りました。

以上です。

(会長)

よろしいですか。

(吉岡委員)

いや。

(会長)

はいどうぞ。

(吉岡委員)

廃屋のような小屋のようなものは、農作業の障害にはならないんでしょうかね。

(事務局)

一応これの中今開けておりまして、もう何ていうんですかねハウスみたいな形になっております奥側が。

(吉岡委員)

ハウスとして利用されるということですかね。

(事務局)

現状はこのまま行きを利用するような形では、聞いております。

(吉岡委員)

わかりました。

(会長)

ございませんか。

はいないようですので取りまとめたいと思います。

それでは三条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の4番について事務局の説明の後、飛高農業委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子4ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行うとのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は45.13Rとなります。

今後農業に行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

そして飛高委員をお願いします

(飛高委員)

問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当農業委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。

吉岡委員。

(吉岡委員)

ゼンリンの地図を見ると、海の中のような絵になってるんですけどね。

(事務局)

すいません。ちょっとわかりにくいかと思うんですけどこの色が水色になって、海に見えるんですけどこの水色でかかっていると全部陸地です。

(吉岡委員)

はいすいません。

そうですね。

(会長)

はい。

ほか意見ございませんか。

はい。

ないようですので、取りまとめたいと思います。

それでは3条4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の5番から16番については、申請案件ごとに申請地域及び、譲り渡し人の欄に示す申請人は異なりますが、譲受人の欄に示す申請者がすべて[]代表取締役社長であり、申請内容も同一でありますので、一括して審議いたします。

本案件を所管する推進委員は、三条の5番から15番は、吉良推進委員、16番は松本推進委員ですが、本日、吉良推進委員は欠席のため、事務局が一括して、説明の後、松本推進委員は所管する16番についての意見をお願いいたします。

欠席された吉良推進委員が所管する5番から15番については、事務局より当該推進委員の意見をあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の5から13ページをご覧ください。

今回は農地法三条による地役権の設定です。

地役権の設定とは、一定の目的の範囲内で他人の土地を自分の土地のために利用する権利の設定のことです。

今回は、設定する土地が農地であるための三条の申請が必要となります。

今後、障壁が農地として利用できるか、周辺の農地の利用に支障はないかを確認していただけたらと思います。

担当の推進委員から意見として、まず送水管の埋設行きの、表じゃないため、近年、工作機械の大型化により、送水管理場所と考えられる水田では、陥没が起き、当該の水田の耕作を敬遠するようになりますます放棄地が、増加すると考えられるというふうな意見がまずきております。

これについてはですね、もう現状[]としても、こういった議案は特に受け取っておらず、もし何かしらがあった場合には、[]の方が責任を持って対応するとのことです。

もう一つ、昭和30年から現在に至るまでの手続きや各所、設置場所、様々な概要と協議検討し、協定内容、長時間不明にされてきた。

令和6年7月3日の法人の説明で、送水管の事項や締結されている旨の報告を受けたが、内容の定義はなかった。

誰が同意したか同意が要は重要であるとありますが、今回申請する上でですね。

申請人と個人との同意を得た上での現在の申請をいたしておりますので、手続き上は問題ないかと思われます。

今回、地役権の申請はこれまでになかった必要な申請であり、特に協定内容や、送水管設置の確

保と、添付があって、申請を受理すべきであるとあります。

これについてはですね、現在今回この土地を申請する上で、必要なものとして、現在の所有権の持ってる方と■の合意がしっかり行われた上での申請の受け付けを確認しております。

そのため現状今回受理した上では特に問題はないかと考えます。

四つ目が送水管設置における地役権の設定が、地役権と交付金との2社間の問題だけではなく、パイプラインや水路の劣化の里道等に関係する管理上これまでは発生しなかった様々な問題が発生する可能性が考えられるとあります。

これについてはですね、■のパイプを植えたことによって起こった問題に関してはまず■の方が、責任を取って管理するとの報告を受けております。

また、メンテナンス等も行っているとのことなので、特に問題ないかと考えます。

農業委員会は意見書を求めているが、本件について、■の一方的な説明の裏付けされているか、今後想定される問題も含め責任を持った対応を求めるとあります。

農業委員会としてはですね、今回の申請を受ける前にですね、内容がどういったものなのかを資料等でしっかりと説明させていただいており、市役所の方で7月3日に説明会を開いてから話を聞いております。

吉良委員さんの意見書についてと、事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして松本推進委員お願いします。

(松本推進委員)

はい。

今回の案件は特に問題ないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

それでは三条の5番から16番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。

ないそれではないようでございますので三条から意見を取りまとめたいと思います。

それでは三条の5番から16番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の17番について、事務局説明の後、本日担当推進委員が欠席されておりますので、推進委員の意見も合わせて事務局の方で説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

住宅地図の冊子 14 ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。農業は譲受人 1 人で行うとのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 42.71 アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当の推進委員から特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 17 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 17 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 3 条の 18 番について、事務局の説明の後、清田推進委員さんの意見をお願いします。

はい。

(事務局)

住宅地図冊子 15 ページをご覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具が所有しております。

農業は譲受人と子の 2 人を行うとのことです。

農地取得は野菜や果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 0.277 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業の費用は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして清田推進委員お願いします。

(清田推進委員)

特に問題はないと思われます。

ちょっと余談ですけど夕方ここ通った時に台風の後片付けと。

うねですかね。

あれを作るのに来て作業してましたんで、問題は本当はないと思います。

はい。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 18 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 18 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の 19 番について、事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 15 ページをご覧ください。

今回の申請は、すいません。

住宅地図の冊子 16 ページでいきます。

16 ページです。

すいません。

申し訳ありません。

16 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人と両親の 3 人で行うとのことです。

農地取得後、果樹栽培するとのことです。

取得後の耕作面積は 211.13 アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして市原推進委員お願いします。

市原推進委員。

市原推進委員。

市原推進委員わかつとる。

(市原推進委員)

どうもすいません。

どこが、周囲から見ても特に問題はないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 19 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 19 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の 20 番について、事務局、すいません。

推進委員が欠席をされておりますので、事務局の説明の後、推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

すいません。

住宅地図の冊子 17 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地や農業区域以外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

所有または及び購入予定とのことです。

農業は譲受人 1 人で行うとのことです。

農地取得後は果樹や野菜を栽培するとのことです。

取得後の耕作面積は 1.96 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からは、特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進員さんから特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条の20番についてこれより意見等求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の20番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第三条に関する20件の審議を終わります。

続きまして、議案第25号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書8ページの四条の一番について、事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

4条の一番についてご説明いたします。

お配りしてる地図の18ページをご覧ください。

申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。

農地造成の用途による申請です。

申請地は定置で浸水するため、かさ上げを行い、畑として利用する計画です。

造成後は、くり・かきを作付する計画です。

なお、申請地のうち一筆の一部への進入口付近は、農作業用の駐車スペースのため、砂利が引かれている状況です。

申請地では、1.8メートルのかさ上げを行いますが、隣接地に対しては、間隔あけ安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、西、南側隣接地には、コンクリートブロック積みを設置し、土どめを行います。

なお、盛土の雨水については、市道側への流水がないように、排水路側へ勾配をつけます。

また、北東側隣接地は、申請者所有の土地です。

宮ノ下水利組合から、農地転用に伴う措置等について協議が調い市道が通っており、埋め立て地に埋め立てについては問題ない旨の意見書が添付されています。

許可基準は、運用通知第2-1、両括弧1、両括弧2のCの両括弧農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

そして一瀬推進委員お願いします。

(一瀬推進委員)

はい。

問題ないと思います。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは四条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はいないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは四条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして四条の2番について、事務局の説明の後、岩田さん、推進委員欠席されてますので、推進委員の意見も併せて事務局お願いします。

(事務局)

はい。

4条の2番についてご説明いたします。

お配りしている地図の19ページをご覧ください。

申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。

農地造成の用途による申請です。

申請地現況田についてかさ上げを行い、畑として利用する計画です。

造成後はカボス・レモンを作付する計画です。

申請地では、1.0メートルのかさ上げを行いますが、隣接に対しては、間隔を空け安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

水利権はありません。

許可基準は農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい事務局から説明等、それから担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは4条2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは四条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、四条の３番について事務局の説明の後、上杉推進委員の意見ををお願いします。

（事務局）

はい。

四条の３番についてご説明いたします。

お配りしてる地図の20ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第三種農地の田です。

農地造成の用途による申請です。

申請地は、隣接河川からの浸水に苦慮していたため、嵩上げをして畑として利用する計画です。

造成後は、みかん苗木を作付する計画です。

申請地では2.0メートルのかさ上げを行います、隣接地の高さに合わせて、盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、申請地への進入路コンクリート舗装部分は撤去し、隣接水路には嵩上げ後、U字溝を設置します。

なお、既存の井戸は、嵩上げ後も、残す予定です。

また、隣接水路は法定外公共物であるため、市に形状変更の申請を行います。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1両括弧1エの両括弧イ、第三種農地の許可要件、第三種の第三種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

（会長）

はい。

続きまして上杉推進委員をお願いします。

（上杉推進委員）

現状では問題ないと思われます。

以上です。

（会長）

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは四条の３番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ないですか。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは四条の３番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして四条の4番について、事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。

4条4番についてご説明いたします。

お配りしてる地図の21ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。

農地造成の用途による申請です。

申請地は、隣接する宅地、この住宅と同じ高さにかさ上げを行い、畑、野菜、作付予定として利用する計画です。

申請地では0.3メートルのかさ上げを行いますが、隣接する宅地、この住宅と生活改善センターには、同じ高さに合わせて、その他、隣接地に対しては間隔を空け安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

なお、申請書の一部は農業用倉庫がありますが、撤去の予定です。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2-1両括弧1、カ(1)第二種農地の許可要件申請に係る農地に代えて、周辺の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして、一瀬推進委員をお願いします

(一瀬推進委員)

はい。

全く問題ないと思います。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは四条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ないですか。

はい。

なしの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは四条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、四条の5番について、事務局の説明の後、橋迫推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。

四条の5番についてご説明いたします。

お配りしている地図の22ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田です。

進入路及び駐車場用地の用途による申請です。

申請者の自宅敷地内では、家の車2台と来客の車1台の駐車スペースがないため、すでに平成26年頃から隣接する申請地に駐車している状況であり、また、一部侵入路及び浄化槽埋設用地としても利用しているため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。

なお、申請者の自宅は現在建て替えの工事準備中である旨を申し添えます。

新たに工事をすることはありませんので、周囲への被害はありません。

水利権はありません。

許可基準は、第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして橋迫推進委員をお願いします。

(橋迫推進委員)

はい。

現状のままで工事は伴わないので、問題はありません。

(会長)

はい事務局からの説明、そして担当推進員さんから、現状、見る限り問題ないということでございます。

それでは四条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは四条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第4条に関する5件の審議を終わります。

続きまして、議案第26号、農地法第4条の規定による許可申請について。

5条ですね、五条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書 9 ページの五条の一番について、事務局の説明の後、矢野推進委員さんは、すいません欠席でございますので、ごめんごめん。

はい。

はい。

それで矢野推進委員は後で意見ををお願いします。

はい。

(事務局)

はい。

五条の一番についてご説明いたします。

地図の 23 ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

駐車場用地としての用途による申請です。

譲受人は申請地付近に居住し、自宅の車庫を取り壊しをして店舗手づくり雑貨、テイクアウト食品を新築開店する予定です。

そのため、車庫に留めていた 2 台分と、店舗の客の 4 台分、来店ピーク時の駐車スペースが必要です。

また新たにバイクを購入して、軽トラックを停めてるカーポートに留めるため、軽トラック 1 台分の駐車スペースが必要です。

よって、親戚等来客用 2 台分の駐車場を含む合計 9 台分の駐車スペースが必要であり、代替地を検討しましたが、良い土地が見つからないため、本申請地を駐車場として有効利用をしたいと考えました。

なお申請地は平成 3 年頃よりゲートボール場として利用していたため、今回申請には申請人連名での始末書が添付されています。

また、申請地は令和 6 年 7 月 29 日付で、農用地区域内農地から除外。

農振除外されていることを申し添えます。

申請地では、個人用を 3 台、来客用、親戚等 2 台、店舗来店ピーク時、4 台、計 9 台分の駐車スペースを設けます。

造成工事は、入口部分の整地以外は、現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第 2、1、両括弧 1、カの（イ）。

第二種農地の許可要件申請に係る農地にかえて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして矢野推進委員をお願いします。

(矢野推進委員)

はい。

始末書も添付されておりまして、また農振除外もされておりますので、特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明と、担当推進委員からも始末書も添付されており、農振除外の手続きも進んでるということで、問題ないだろうということであります。

それでは五条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の2番について、事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の2番についてご説明いたします。

地図の24ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。

駐車場及び倉庫、事務所としての用途による申請です。

譲受人の自宅敷地内の駐車等、空きスペースは手狭であるため、譲受人が令和4年1月10日から、近くの土地、申請地を借りて、市道から進入路を、市道からの進入をコンクリート舗装し、農業用機械等を運搬するためのトラックと、工作運搬用ダンプ及びユンボの車庫、また資材倉庫、物置、及び事務所を設置しているため、今回申請に連名での始末書を添付しての追認申請となっております。

なお、当初は譲受人の仕事外構工事業の用途が主で申請地を利用していましたが、今後は農業用として利用していきたいとのことです。

申請地では3トントラック1台、ユンボ2トン1台、2トンダンプ1台、ユンボ1.5トン、1台、計4台分の車庫。

また、外構工事関係資材及び農業用資材一式。

車庫を含む1棟の資材倉庫、物置とプレハブ事務所1棟を設けます。

新たに工事をすることはありませんので、周囲への被害はありません。

また、隣接農地の一部を利用し農業用機械、置き場、トラクター耕運機、1棟設置していますが、土地所有者からの同意をているとのことです。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして市原推進委員お願いします。

(市原推進委員)

始末書は全部されており、特に問題ないと思われます。

以上です。

(会長)

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進員からも始末書も添付されており、問題ない、現状では問題ないということでございます。

それでは五条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。

ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして五条の3番について、事務局の説明の後、清田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の3番についてご説明いたします。

地図の25ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、準工業地域の第三種農地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

借人は、現在、実家に貸し人である母親と一緒に居住しており、今回別の場所、母親所有の土地に、住宅を新築する計画です。

申請地では木造平屋建て、建築面積72.87平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は、盛土行いますが、擁壁を設けるため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また汚水処理生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水とともに道路側溝に放流します。

こだ遺跡土地改良区から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、差し支えない旨の意見書が添付されています。

許可基準は、運用通知第2-1 両括弧1のエの両括弧イ、第三種農地の許可要件、第三種農地の転

用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして清田推進委員お願いします。

(清田推進委員)

特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございます。

事務局から説明そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の4番について、事務局の説明の後、坂本推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の4番についてご説明いたします。

地図の26ページをご覧ください。

申請地は、JR浅海井駅から概ね300メートルの以内の区域にある、第三種農地の畑です。

駐車場用地としての用途による申請です。

譲り渡し人は、今後も耕作する予定がなく、近隣のお寺の駐車場が手狭であるため、申請地をお寺に寄付し、駐車場用地として有効利用したいと考えました。

なお申請地は令和6年7月29日付で、農用地区域内農地から除外、農振除外されていることを申し添えます。

申請地では、参拝者用5台分の駐車スペースを設けます。

造成工事は高さ0.2メートルの埋め土処理排水処理のため、申請地の南側の方を高くする勾配で処理。

及び、砂利敷き舗装を行いますが、排水方向の市道側には縁石があり、また、雨水は自然浸透もするため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

水利権はありません。

許可基準は、第三種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

続きまして坂本推進委員お願いします。

(坂本推進委員)

特に問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の5番について、事務局の説明の後、本日欠席されております推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の5番についてご説明いたします。

地図の27ページ、28ページをご覧ください。

申請地は、土地改良事業が行われた第1種農地の畑です。

貯木場及び資材置き場用地としての用途による申請です。

借人である森林組合は、現在申請地に隣接した周辺で、使用面積4万3734㎡を貯木場、バイオマス発電所向けの燃料チップの生産工場として利用しています。

バイオマスチップ販売数量については、年々増加し、令和6年6月に大型の破砕機を1台追加で導入し、今後もさらに増産を計画している状況です。

よって、チップ用原材料、原木の集荷も順調に推移していることから、今回申請地今回の申請により、既存の貯木場に隣接した申請地を新たな原材料置き場所、貯木場として利用し、円滑な原材料の確保を行う計画です。

なお、申請地の一部、東側の一筆の一部は、借人が、令和4年9月30日より、貯木場及び関連施設。

トラック計量装置関係施設含む、木材運搬車等の大型車が通行する通行する通路、バイオマス原木の田んぼ置き場として利用しているため、今回申請人連名での始末書を添付しての一部追認申請となっております。

また、西側申請地の申請西側申請地の一部にはNTTドコモ、携帯電話基地局が設置されています

が、当該基地局は非農地であり、農地法上の規制はかかりません。

よって、西側申請地一筆の申請面積は、当該基地局分 263.87 平方メートル、転用許可不要を除く面積となります。

なお、申請地は令和 6 年 7 月 29 日付で、農用地区域内農地から除外、農振除外されていることを申し添えます。

すでに利用地の申請地の一部、東側申請地一筆の一部、貯木場及び関連施設を除く申請地では、バイオマス原木材積 2 万 4150 立方メートルとバイオマス原木炭墨面積 873.50 平方メートルの貯木場及び、申請地の北側と南側の細長い形状の土地の部分については、鳥獣害用のネット再造林事業の所、鳥獣害防護柵材料の資材置き場 745.95 平方メートルとして利用します。

造成工事は基本、整地ローラー低圧のみの予定です。

申請地の北側と南側の細長い形状の土地部分については、切戸を行います、土どめ工事については必要ないため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水排水は側溝を利用します。

なお、申請地周辺は、西側農地畑で、農用地の山畑以外には、耕作地はなく、山林原野化していますので、周辺農地、水路等の利用に支障を生じる恐れはないと思われます。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第 2、1 両括弧 1 の両括弧 2 の E の両括弧イ。

第 1 種農地の許可基準の例外規定。

既存の施設の拡張にあつて、拡張に関わる部分の敷地の面積が、既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに該当します。

なお、本案件は、転用面積が 30 アール 3000 m²を超えるため、農業委員会の審議後、農業委員会ネットワーク機構、常設審議委員会の意見を徴収すること、答申を受けることになる旨を申し添えます。

事務局の説明は以上です。

担当の推進さんからは、本案件は、無断、一部事前着工、無断転用ですが、始末書も添付されており、現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいています。

事務局としても無断転用については、まだ問題ですが、始末書からは農地に対する知識が不足しており、悪意がなかったことが確認できました周囲への営農に支障をきたすことが予想されないことから、現地に関しては問題ないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも、追認案件で遺憾であるけれども、始末書が添付されており、現地については問題ないという意見でございました。

それでは五条の 5 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは五条の 5 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第五条に関する5件の審議を終わります。

はい。

どうぞ。

（吉岡委員）

一番の案件なんですけども、先ほど説明で、追認案件ということがわかりました。

転用の目的の欄にですね、追認という表記が必要になると思いますので、よろしくお願いいたします。

一番、一番の案件です。

（会長）

五条の一番、

（事務局）

五条の一番ですね、5条の一番がですねその追認の方ですね、ちょっとあえて入れてないっていうところがですね、今回申請では、駐車場用地としての転用目的で申請をいただいています。

ただし、過去にゲートボール場として利用している、現在はゲートボール場としてとしては利用しされていないんですけど、過去にゲートボール場で利用してたと、現在利用していれば、そのゲートボール場としての申請をいただきます。

追認処理でいただきます。

だから、転用目的がですね、異なるんですね。

今回はもう申請地の近くで居住する方が新たなお店を開くから駐車場として利用したいんですけども、過去にゲートボール場として地区として利用してたと。

現在ゲートボール場として利用していればゲートボール場の申請として承ります。

ちょっと、そこがですね、許可書ではもう括弧追認ということは、記載はない形で処理をさせていただきます。

はい。

はい。

（会長）

よろしいですか。

（吉岡委員）

追認案件というのは、農用地を農用地以外に、現状で使っている場合のみ、そういった処理が必要になると。

ということなんじゃないかな。

例えば一時期ゲートボール場を今のような形で使っていても現在非使用であれば、次の必要はないと。

ということですかね。

ちょっと私は知識がないもんですから知りたいんですけどね。

現在、非農地となった目的で使ってなければ、そのような手続きの必要はないと。

わかりました。

(事務局)

ですね、ちょっと五条の追認の時がですねも、形式的にですねちょっともうすでに過去にゲートボール場で使われてたというところで、やはりもう無断転用ですので、また五条でまた新たな所有権移転で譲受人の方が新たな駐車場として利用したいっていう中で、必ず始末書をいただきます。

その中で始末書で、もう連名で必ず始末書いただくになってますので。

過去にも今現在ゲートボール場として利用していれば、土地の所有者さんから申請いただくんですけども、ちょっと今回はちょっと特殊というかですね、新たな転用目的と過去にもゲートボール場で利用しているということで、ちょっと所有者さんゲートボール場で利用した時の追認と、ちょっと合わせてのですね、また新たな駐車場用地としての提案目的での今回転用許可の申請となりますので、始末書は連名でいただいています。

はい。

はい。

説明の方はちょっと以上になります。

(会長)

皆さんわかった。

(吉岡委員)

ことはわかりました仰ったこと、また、すいません断るわけじゃないんですけどね。

ゲートボール場としての利用についての追認をしたと。

その上で今回の五条を認めたと。

そういったことなんですよ。

はい。

わかりました。

(会長)

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第24号農地法第三条の20件につきましては許可したいと思います。

議案第25号農地法第四条の5件につきましては許可したいと思います。

議案第26号農地法第五条の5件につきましても、許可したいと思います。

続きましてその他の項目の①非農地証明願についてを議題といたします。

番号1について、事務局説明の後、三又推進委員の意見も併せてお願いします。

(事務局)

はい。

非農地証明願一番の説明をいたします。

申請地の調査は8月19日に担当地区の三又推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市鶴見大字沖松浦の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、昭和64年に隣接する。

1443番地5に住宅を建設した際、農地法の知識がなく住宅の敷地の一部とし、及び進入路として利用し、20年以上が経過しております。

現状は前方画面に映し出している通りで、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば困難な状態、状況です。

よって、本申請地は非農地証明書発行基準要領。

第2の5に該当いたします。

なお、担当推進担当地区の推進委員からは特に問題ないとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

事務局から説明そして担当推進委員からも特に問題なしとの意見がございました。

それでは番号一番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地証明願に関する1件の審議を終わります。

続きまして、その他の項目の②非農地証明通知についてを議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。

非農地通知について説明をいたします。

非農地通知書については、毎年実施しております、利用状況調査の結果に基づき、地域を定め、計画的に非農地判断をし、非農地通知を発送しております。

今回の非農地通知書につきましては、計画的に実施しているのと、ものとは別に、相続により取得した土地の国庫帰属の承認申請に関する、非農地判断です。

申請地は、佐伯市、上浦大字津井浦の一筆です。

申請地の土地の表示申請し、申請人等は議案書の通りです。

本申請地は令和4年度の利用状況調査において、傾斜地、不正賦形整地等で再生困難、利用が困難な農地としての結果が出ておりますが、住宅に隣接し原野化している状況でなかったため、非農地通知の発出はしていませんでした。

今年度、7月末に九州農政局と大分地方法務局が現地調査を実施した中で、本申請地は、再生利用困難な農地であり、早急に非農地判断をした上で、非農地通知を発出することが相当ではないかという、紹介がありました。

現状につきましては、前方の画面に映し出している通りで、隣接する宅地の後方上段の位置に、屋敷畑のような使い方をしていったものと思われます。

写真の②、③の通り、石やコンクリート片が散在しております。

国庫帰属制度の農業委員会の照会フローにつきましては、法務局、農業委員会、固定資産税部局、農政局等が関わりまして、相続により取得した土地の国庫帰属の承認がなされます。

本件は森林化している状態ではありませんが、周囲の状況から見て、その農地を農地として復元しても継続して利用することができない農地であり、再生利用困難な農地と判断される土地として、非農地判断ができるのではないかと考えます。

以上、事務局の説明は以上です。

承認方よろしく願いいたします。

(会長)

はい。

事務局から説明がございました。

それではこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地通知書に関する審議を終わります。

それではここで一旦休憩といたします。

再開時間を 15 時 20 分。

といたします。

よろしく願いします。

はい。

よろしいでしょうか。

田原君、時間になりましたよ。

はい。

それでは時間になりましたので再開いたします。

それではその他の項目の③農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。

それでは、農政課より説明をお願いします。

(農政課)

はい。

農政課の矢野です。

よろしくお願いいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。

今月の案件は、令和6年11月1日開始分の34件になります。

内訳としまして、契約期間10年のもの、新規で登記地目、田34筆、2万8948平米。

以上で合計34筆、面積が2万8948平米となっております。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいまの清家より農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので。

はい。

はい。

どうぞ。

わかる。

だから、私の方からネクストへ、電気通信の会社です。

親会社は電気通信。

はい。

ケーブルテレビの通信網の修理とか解説とかそういうのを、取り扱ってます。

■のおじさんになる方が弥生で農業してたんですけどもなくなって、そのあとついで、今

■が農業しておりますが、もう3年くらいになるかな。

上切畑地区を中心にとすると、小田地区。

川澄の前あたりですね。

そこらを中心にした水稻を作業をやっているところです。

いいですか。

飛高さん。

いいですか。

うん。

はい。

はい。

その他ございませんか。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい全員賛成ということで承認したいと思います。

次にその他の項目の④農用地利用集積等促進計画案の所有権移転についてを議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。

農用地利用集積等促進計画の所有権移転の案についてご説明いたします。

まず1ページ目をご覧ください。

農地利用集積と促進計画案で今回所有権移転になります。

筆数が2筆で、田が5988平米となっております。

次のページをご覧ください。

今回所有権移転についてなんですけど、公社の方から譲り受け人に対しての所有権移転となっております。

以上で説明を終わりますご審議をお願いします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案の所有権移転について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の所有権移転について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、承認したいと思います。

これにて、すべての日程が終了いたしました。

それでは、閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これをもちまして、令和6年第9回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。